

平成 24 年度官民連携支援事業
官民連携による地域生活交通維持改善事業調査
特記仕様書

平成 24 年 9 月
南 三 陸 町

官民連携による地域生活交通維持改善事業調査特記仕様書

第1 業務の名称

本業務は、「官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務」と称する。

第2 業務の目的

南三陸町では、JR気仙沼線や路線バス、町民バス等により町民の生活の足を確保してきたが、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、公共交通機能が大きく低下した。平成23年5月以降は、町民バスの再開（無料シャトル運行）とJR気仙沼線の代替バス等により、町内外の58ヶ所、2,195戸に及ぶ応急仮設住宅や残存集落への交通サービスが提供されているが、復旧期から復興期に向けて町民の生活形態やニーズの変化に対応した早期の見直し・改善が求められる。また、高台への集団移転や新たな市街地形成に向けて、高齢者等の交通弱者を含む町民が安心して定住できる環境づくりの生活交通サービスの再構築・充実化が求められる。

本業務は、町の復興と発展に資する地域生活交通を提供し、持続的に維持改善していくために、民間企業のノウハウや地元企業の資源などを活かして、南三陸町地域交通計画を策定しつつ、各種交通事業や関連するサービス事業の持続的な事業展開をするための一体的マネジメントに向けた運営方法を検討する。

第3 業務内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。

1 地域公共交通等に係る現状と課題の把握・整理

(1) 地域公共交通の現状及び住民・関係者ニーズの把握と分析

既存資料の整理や住民へのアンケート調査、関係者へのヒアリング調査から南三陸町の公共交通の現状及び住民の利用実態やニーズ、関係者のニーズなどを把握・分析する。

(2) 将来計画等の整理

今後の南三陸町の公共交通に関連する計画や復興の動向を整理する。

(3) 法制度、税制度、各種助成制度の整理

今後の南三陸町の交通事業や関連するサービス事業の運営に関する法制度や税制度、各種助成制度等を整理する。

2 町民バスの当面の見直し・改善実施

(1) 町民バスの課題整理

「1 地域公共交通等に係る現状と課題の把握・整理」の結果から、運行方法や車両、バス停環境などについての改善すべき課題を整理する。

(2) 町民バスの改善方策の検討

改善すべき課題を踏まえ、応急仮設住宅生活者や残存集落住民の利便性向上のため、「早期に」実施すべき対応として、町民バスの改善方策を検討する。

(3) 町民バス運行改善の効果把握

当面の見直し・改善実施による効果を把握し、さらなる改善を実施すべく、方策実施後に利用者や関係者に対する意向調査の結果を用いて、町民の交通行動の変化や、町民バスの利用実態、問題点、改善要望等を把握する。

3 南三陸町地域生活交通計画の策定

(1) 計画の基本方針

南三陸町地域生活交通の目指す姿を明確にするため、計画の基本理念、目標、基本的な考え方などを設定する。

(2) 南三陸町地域生活交通事業の概要及び実施主体

「(1) 計画の基本方針」で示す南三陸町地域生活交通の目標等を実現するため、実施する各種事業の内容と実施主体を検討する。

4 南三陸町生活交通事業の事業化・運営方法の検討

「3 南三陸町地域生活交通計画の策定」で検討した各種事業の実現に向けて、事業実施方針や手法、運営体制、事業を適正かつ確実に実施する上での課題と対応方針、事業採算性などの検討を行う。

(1) 事業実施方針の検討

(2) 運営体制の検討

(3) 運営実施に当たっての課題・対応方針の検討

(4) 事業採算性等の検討

5 南三陸町地域公共交通会議の運営支援

南三陸町地域公共交通計画の策定に係る意見の集約及び各種事業実施に係る合意形成のために、南三陸町地域公共交通会議を開催する。開催は2回程度を予定する。これに係る以下の業務を行う。

(1) 会議開催に係る資料の作成

(2) 会議への出席及び必要に応じて資料の説明等

(3) 会議の議事概要の作成

6 南三陸町地域公共交通研究会の運営支援

南三陸町地域生活交通計画や生活交通事業の事業化・運営方法などについて、関係者等が議論する場として南三陸町地域公共交通研究会を開催する。開催は5回程度を予定する。これに係る以下の業務を行う。

(1) 会議開催に係る資料の作成

(2) 会議への出席及び必要に応じて資料の説明等

(3) 会議の議事概要の作成

第4 業務の再委託

本業務の全部又は主たる部分（本業務における総合企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託又は請け負わせることはできない。また、本業務の主たる部分以外について第三者に委託又は請け負わせる場合は、事前に事務局の承認を得た上でこれを行うこと。

第5 業務の履行期間

本業務の履行は、契約締結日の翌日から平成25年2月28日までとする。

第6 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受託者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打ち合わせを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し、事務局に提出すること。

第7 作業方法

委託業務の遂行に当たっては、業務の主要な区切り、及び業務完了時等において、発注者と受託者は、十分に打ち合わせを行うとともに連絡調整を綿密に行うものとする。また、業務の遂行上、疑義が生じた事項及び当該説明書に定めのない事項については、その都度協議を行うものとする。

第8 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 報告書（A4縦版） | 5部 |
| (2) 電子記録媒体（CD-R等） | 1部 |